

ドラマ理論を用いた有機農業振興戦略のジレンマに関する分析

Analysis on Dilemma of Strategies for the Promotion of Organic Farming Applying Drama Theory

浦場一之* 星野敏**

Kazuyuki URABA* Satoshi HOSHINO**

(*神戸大学大学院自然科学研究科 **神戸大学農学部)

(* Graduate School of Science and Technology, Kobe University ** Faculty of Agriculture, Kobe University)

はじめに

本論では、農山村地域における環境保全型農業として注目されている有機農業に焦点を当て、ドラマ理論を適用して、有機農業に関わる各種の主体間の対立・協調関係を明らかにする。ドラマ理論はゲーム理論から発展した理論である。ゲーム理論は合理的な意思・行動決定過程を分析する手法の一つとして知られているが、ドラマ理論はこのような「合理的選択」モデルでは無視されてきた、選択にまつわる感情的で政治的な面に注目した手法である。またドラマ理論において、その分析的で実践的な「エンジン」として注目されている敵対分析法は、多くの主体が問題に関与し、かつそれぞれの利害が対立し、複雑に絡み合っているような状況に対して有効な分析用具である。そこで本論では、有機農業が抱える状況を多主体複雑系と捉え、ドラマ理論の分析手法である敵対分析法を適用してモデル化し、それぞれのコンフリクト（利害対立）を読み解き、意思決定主体がどのような相互作用を経て、整合性のある合意に達するのかを明らかにする。更に本方法が起こりうる将来の状況を予測する上でも有効であることを示す。

ドラマ理論について¹⁾

1. ドラマ理論とは

ドラマ理論は、ゲーム理論のような合理的選択

モデルでは無視されてきた、選択にまつわる感情的で政治的側面を取り入れた理論である。すなわち、与えられたゲームの枠組み（フレーム^{注1)}）が個々のキャラクター^{注2)}の感情や説得のプロセスによってどのように変換され、最終的な意思決定に至るのか、その時系列的な変化を分析するための理論である。

各キャラクターは、それぞれが望む状況を示す「ポジション」と、もしそれが受け入れられない場合にとる「脅し」を表明する。それを簡単な文章で表現すると、「私はAをするから君はXをしてくれ（ポジション）、さもなければ私はBをするぞ（脅し）」となる。全てのキャラクターがそれぞれポジションを表明するが、当然、それらは相互に整合しない。キャラクターは他のキャラクターからの表明を聞いて、自分を取り巻く状況を認識することになる。大部分のキャラクターは自分の思うとおりの状況にはなっていないため、ゲーム論的な意味でジレンマに直面することになる。そこで、各キャラクターは、意思決定がおこなわれる前の段階でお互いに影響力を行使しながら、フレームの定義を変えようと努力する（再フレーム化）。その時、キャラクターは「感情」という概念を使って新しい主観的な選択肢をつくりだし、自らの価値観や選好そのものを変える。それぞれのキャラクターの自己変化の蓄積によって全体のフレームが変化する。基本的な流れは図1に示すようなものである。

感情はある種の非合理性である。たとえば、ゲ

ーム理論では、プレイヤーは合理的に行動する。しかし、チキンゲームに代表されるように、合理的なプレイヤーが不合理なプレイヤーに負ける場合がある^{注3)}。ドラマ理論では、関与している他の利害関係者に対する感情によって、そのキャラクターの選好自体が変化すると考えるのである^{注4)}。

2. 敵対分析

ドラマ理論を記述するために用いられている分析手法にオプション分析と呼ばれる手法がある。それを簡単に要約すると、A)考察の対象となるキャラクター、B)彼らに利用可能なオプション(選択肢)、C)その結果生じる可能性のあるシナリオ(すなわち将来の状態)、およびD)それぞれに対して各キャラクターが持つ選好順序を明らかにする、というものである。しかしキャラクターとオプションの組合せからなるシナリオは膨大な数になり、その中で必要なシナリオのみを抽出するためには、より焦点を定めたアプローチが必要である。敵対分析はオプション分析にさらにドラマ理論の重要概念であるキャラクターのポジション、それを実現しようとしてキャラクターにより仕掛けられる脅しや約束などを組み込んだ分析手法である。

キャラクターは自分自身の利害に反して、不本意に脅迫したり約束したりする必要性が生じるが、その結果生じるジレンマは当該キャラクターが戦略的に行動するための洞察を提供する。キャラクターが遭遇するジレンマにはいくつかの種類があり、それぞれは、選好順序の変更とか新しいオプションを見つけるとか、あるいは新しく仲間に入れられるとかの、そこから抜け出るための反応パターン(フレーム変更)を当該キャラクターに促す。敵対分析により、状況がどのように変化するのかその手がかりが得られる。

有機農業政策分析への応用¹⁾²⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾

1. 場面設定

今回、敵対分析を適用する場面は現在ではなく、過去のある時点とした。具体的には1999年の有

機JAS法の制定、すなわち有機農産物に対する厳しい認証が制定される直前の段階である。

今日有機農業は環境保全型農業の一形態として脚光を浴びているが、本来、生産者と消費者の提携をともなった運動として長い歴史をもっている。その当時、有機農産物の消費が特定の関係者に限定されていたため産直という流通形態中心であり、認証制度も必要とされてこなかった。その後、食の安全性に対する関心の国民的高まりを背景に、大手スーパー等が有機農産物を扱うようになり、消費者が従来の限られた購買層から不特定多数へと移行していった。有機農業が高付加価値化の手段として認知されるようになり、宮崎県綾町(1988)、岡山県(1989)、東京都などの「先進」自治体で有機農産物の認証制度が導入されるようになった。しかし、生産者や流通業界の独自の解釈が横行し、化学肥料や農薬を用いながらも若干の堆肥を施用しただけで有機栽培と表示したり、有機低農薬・完全有機といったあいまいな表示の氾濫がみられるようになった。このような動きを受けて、政府は93年4月にわが国で初めて有機農業に関する表示基準として「有機農産物の係る青果物等特別表示ガイドライン」を策定・施行した。しかし表示内容がわかりにくい、法的な規制力がないなどの問題から、表示の混乱は解消されず、また独自基準に基づく認証も並存していたため様々な表示の氾濫が起こり、消費者の優良誤認の問題は終息しなかった。「有機」食品のほとんどが、本来の基準には該当しないような不当な有機表示であるともいわれ、そこへダイオキシン、環境ホルモンなどによる環境汚染と健康被害などが重なり、国民の間で表示などの情報に対する不信感が高まっていた。こうした状況のもとで、「原材料」や「産地」「製法」など、食品についての詳しい情報公開を求める声が消費者から一層大きくなってきた。本章では、有機JAS法が制定されるにいたるこのような劇的な動きを、有機農業の歴史にとっても重要な時期であると位置づけ、ドラマ理論の適用によってその直前の状況を分析し、改正に至った経緯を明らかにする。

2. キャラクターの設定

本モデルでは、有機農産物生産者、行政当局、消費者団体、消費者という4種類のキャラクターを設定する。

(1) 一般の有機農産物生産者（以下生産者）

有機農産物生産者の中には早い時期から安全な農産物の生産にこだわりと信念を持ち、利益よりもその理念をより尊重する人々がいるが、ここでの生産者とは、高付加価値化の手段として有機農業をとらえ、儲ければ参入するし、割に合わなくなったら撤退するというタイプの、一般的な生産者である。

(2) 一般の消費者（以下消費者）

産直ではなく、店舗販売を通じて安全な有機農産物を購入する。しかし、認証制度にはあまり詳しくないので、認証シールの差をあまり意識していない。安心して安全な有機農産物を求めるが、価格が高くなると、安い慣行農業の農産物で代替する。

(3) 行政当局

ここでの行政当局は、国（農林水産省）を意味する^{注5)}。国は、農業基本法以来、ずっと推進してきた近代農業と対立する有機農業の振興にはやや冷淡であったといわれる^{注6)}。しかし、1980年代の後半には、高付加価値化の手段としてその意義を認めるようになった。さらに海外で低投入持続型農業推進政策の導入などが進むにつれ、1992年の新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）で環境保全型農業の推進を政策目標に掲げるに至った。しかし、それは農薬と化学肥料の段階的な削減を意図したものであり、(4)の消費者団体が意図する本物の有機農業支援とは多少意味合いが違

(4) 消費者団体

強い信念を持った有機農産物生産者と、早い時期からそういった生産者と連携してきた消費者の団体を指す。消費者一般の利益を理念的に追求し、有機農産物だけでなく、環境問題や食べ物に関連して幅広い運動を行っている。

3. オプションとポジション^{注7)}

先に示した場面において、4つのキャラクターがそれぞれ選択するオプションとポジションにつ

いて説明する。

まず生産者のオプションは、厳密な有機農法によらずに生産したものを、いわゆる「まがい物」の有機農産物を消費者に供給する、利益があまりあがらないなら有機農業から撤退し、慣行農業に戻る、の2通りを考える。

消費者のオプションは、表示が信用できない場合に有機農産物の購入を控える、である。

行政当局のオプションとしては、現状維持、即ち1993年に導入された有機農産物に関する穏やかな認証制度と、強制力のない表示制度を維持する、厳密な生産者審査による認証制度と強制力を伴った表示制度を導入する、有機農業に対する直接的な補助金支給、有機農業の技術開発など、積極的な振興策を実施する、の3通りを考える。

消費者団体のオプションは、マスコミを利用するなどして、消費者を巻き込んで政府当局にアピール・示威行動をする、である。

4つのキャラクターとそれぞれのポジションを表1に示す。ポジション及びシナリオはそれぞれのオプションを実施する(○)か否か(x)の組み合わせで定義される。ただし、空欄はその選択が明示されないか無関係なことを示す。

生産者のポジションは以下のようなものである。自分たちはまがい物の有機農産物を出荷し、有機農業から撤退しない。消費者は購入を控えることをしないでほしいし、行政当局は弱い認証・表示

表1 各キャラクターのポジション（シナリオ）

キャラクター	オプション	
生産者	まがい物有機農産物の出荷	x x x
	有機農業からの撤退	x x x
消費者	有機農産物の購入を控える	x x x
	弱い認証・表示制度の継続	x
行政当局	強い認証・表示制度の導入	x x
	積極的な有機農業振興策	x
消費者団体	行政当局への抗議	x x x
		生 行 消 消 産 政 費 費 者 当 者 者 P 局 団 P P 体 P

注) P: ポジション

制度をそのまま維持し、さらに積極的な有機農業振興策をお願いする。

消費者のポジションは、「行政の強い認証制度の下で、生産者はまがい物の有機農産物を出荷しない」というものである。

行政当局のポジションは、自分たちは弱い認証制度を維持し、積極的な有機農業振興策は行いたくない。生産者にはまがい物の有機農産物を出荷せず、有機農業からの撤退をしないことを望む。

消費者団体のポジションは、消費者のポジションに加えて、行政当局に積極的な有機農業振興策を推進して欲しいというものである。

4. 脅かされた未来と他のシナリオ

各キャラクターのポジションに脅かされた未来と重要なシナリオを加えると表2を得る。同表下段に示された数字はキャラクターからみた各シナリオの選好順序（昇順）を示す。生産者の脅し（切り札）は、有機農業にうまみがなくなれば撤退するというものである。実はこれはかなり大きな効力を持っている。行政当局は有機農業振興に対してあまり積極的ではなかったものの、有機農業は環境保全型農業の中軸であり、これが大きく衰退

表2 全てのシナリオとキャラクターからみた選好順位

キャラクター	オプション	
		b)
生産者	まがい物有機農産物の出荷 有機農業からの撤退	x x x x x x x x x
消費者	有機農産物の購入を控える	x x x x
行政当局	弱い認証・表示制度の導入 強い認証・表示制度の導入 積極的な有機農業振興策	x x x x a) x x
消費者団体	行政当局への抗議	x x x x
	生行政消有消抗 産政費機費議 者・当者農者行 P生局団業P動 産P体撤 者P退 馴 れ 合 い	
生産者		1 2 3 4 5 6 7
消費者		7 6 3 2 5 1 4
行政当局		3 2 1 7 6 5 4
消費者団体		7 5 3 1 6 2 4

注) P: ポジション 表中の a), b) は注 8) を参照。

すると行政的な責任を問われる危険性もある。また消費者や消費者団体にとっても有機農業が廃れ、供給が減少していくことは決して望ましい状況ではない。一方消費者は「信用できない」有機農産物の購入を控えるという脅しがある。これは生産者に対しては強力な脅しとなる。また、消費者団体は抗議行動という脅しがある。しかし、それぞれが単独の場合にはあまり強い効果を及ぼさない。消費者団体が消費者と手を組んで、共同の抗議行動がとれれば、行政当局に対してある程度のデモンストレーション効果が期待できる。ところで生産者と行政当局による「行政と生産者の馴れ合い」というシナリオは、生産者が嫌う厳密な認証制度は導入しない代わりに、積極的な振興施策も打たないというものであり、行政側の面目を保ちつつ、生産者を有機農業に引き留めるための妥協の産物である。行政当局は、強い認証・表示制度を導入するという、生産者にとっては非常に強力な脅しを持っている。これによって行政当局は、消費者や消費者団体のポジションに移ることが出来るが、行政からみてそのインセンティブは高くない。

5. 戦略地図

分析の結果を戦略地図の形で表現したのが図2である。これは前掲表2のシナリオと選好順位に基づいて描かれたものである。

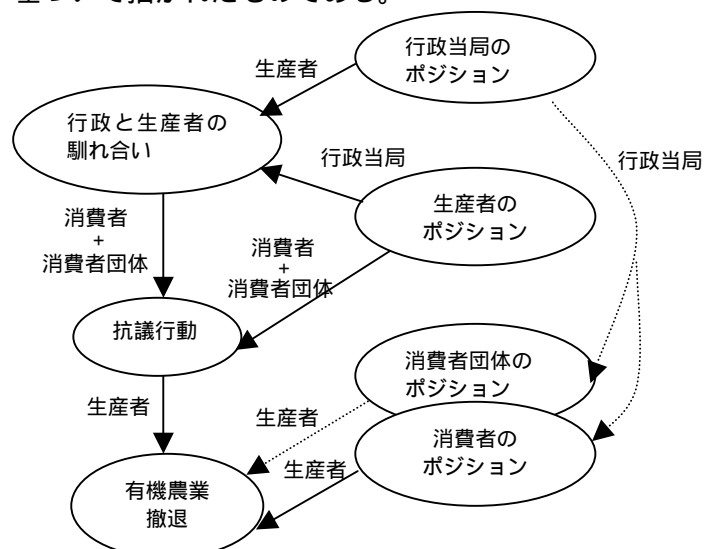


図2 有機農業振興の戦略地図

— : 当該キャラクターにとって選好順序が上昇する移行
..... : " 下降する移行

この図から、生産者と行政当局は、それぞれお互いのポジションを微調整すれば「馴れ合い」のポジションに移行することができる（注⁸）。これに対して、消費者と消費者団体が協力すれば「抗議行動」で対抗することができるが、もしそうなった場合、生産者は「有機農業からの撤退」で対抗することができる。政府にとっては有機農業からの撤退は望ましくないが、不本意ながら強い認証制度を制定して消費者のポジションに移行したとしても、やはり生産者が「有機農業撤退」で対抗する可能性がある。

6. 敵対分析を用いた戦略評価

ここでは、各キャラクターが直面しているジレンマについて説明し、各キャラクターがジレンマをどのように変えようと試みるかも含めて、「戦略評価」を行うことにしよう。

(1) 生産者のポジション

戦略地図で示した通り、行政当局は生産者のポジションから「行政と生産者の馴れ合い」の改善をもち、信頼のジレンマ^{注⁹}に直面することになるが、これ自体はそれ程問題ではない。むしろ、自分のポジションや「馴れ合い」に対して消費者が不信感をつのらせ、有機農産物を買ひ控えるという抗議行動の脅しを適用すると、生産者は対抗上、不本意ながら「有機農業から撤退」という脅しを適用せざるを得ないであろう。しかしそうなると今度は消費者が、まがいものを買わされるよりは、慣行農産物での代替を選ぶと考えられるため、生産者は抑止のジレンマ^{注¹⁰}に直面することになる。

(2) 行政当局のポジション

行政当局のポジションも、生産者が「馴れ合い」への改善（対抗策）を持っているため、信頼のジレンマに直面しているが、それ程問題とはしない。また消費者と消費者団体による「抗議運動」も、強い認証・表示制度を導入するほどの脅しにはなっていない。しかし、これによって生産者が有機農業から撤退することは望ましくないと考えている。この状況を変える方法としては、まず行政が強い認証・表示制度を導入する代わりに、生産者に対して積極的に補助することで、有機農業の振興

を図ろうというものである。これはすなわち行政が生産者の理解を得て、共に消費者団体のポジションを支持しようというものに相当するが、現フレームでは、行政当局がこのポジションに移るインセンティブは低い（行政からみて選好順序が低い）。

(3) 消費者・消費団体のポジション

消費者・消費団体は、生産者に対して、有機農産物を買ひ控え、抗議運動を行うという脅しを有するが、これに対して、生産者は「有機農業からの撤退」という改善を持つため、抑止のジレンマに直面している。このような状況に対し、消費者・消費者団体が不満を感じ、フレームを変える方法としては、より抗議を過激化させるという方法が考えられる。政府が抗議の脅しを無視できないという状況を作り出すのである。また輸入農産物で代替するなど、行政にとっても望ましくないような新たな脅しを模索するという方法も考えられる。

考察

今回、有機農業転換政策、とりわけ JAS 法改正の前の時点に焦点を当て、ドラマ理論を適用した。その結果、この問題に関わる主体の力関係や、相互作用によって、各主体が直面するジレンマを示し、そこから抜け出すための反応パターンを明らかにした。モデルから読み取れることは、この状況が互いの思惑や意図が交錯し、ある種の膠着状態に陥っているということである。すなわち、政府はどちらかといえば生産者保護の立場に立ち、現状維持を望んでいるという背景から、強い認証制度を導入することに消極的である。しかし、その結果消費者の不満は高まり、有機農産物への不信が増大する。他方、政府が強い認証制度を導入してもそれを嫌う有機農家に「有機農業からの撤退」を選ぶインセンティブが発生する。本モデルでは最終的に「有機農業の撤退」のシナリオに落ち着く結果となった。しかしこのシナリオに対する各主体の選好順序は低く、各々強いジレンマを抱えることになり、各主体はこの状況を変えるため何らかの変化を起こそうとすると考えられる。その反応パターンを前章で示したが、その中でも

特に行政当局が大きな鍵を握っていることがわかる。すなわち、強い認証・表示制度を導入し、その基準を有機農家がクリアする際の負担に対する持続的な援助や、技術指導などの積極的な支援体制を整備するという消費者団体のポジションに移行するインセンティブが何らかの形で喚起されるならば、この問題は解決の方向に動く。実際には1996年のo-157問題、1998年の環境ホルモン問題、氾濫する食品の不正・混乱表示の問題などを経て、国民から生産者寄りの姿勢を強く批判されるようになり、そのポジションと選好は徐々に消費者サイドに移行していったと考えられる。これをモデルに当て考えれば、行政当局の消費者団体のポジションに対する選好が有機農業撤退のシナリオよりも高くなることを意味する。つまり有機農業撤退を避けるために行政当局は消費者団体のポジションを支持する方向に動くことになる。実際に行政当局は消費者団体のポジションにあるように、99年7月にJAS法改正に踏み切り、強い認証・表示制度を導入した。しかし未だ有機農業に対する補助には消極的¹⁾であり、ポジションとしては消費者を支持した形となり、生産者が有機農業を維持するインセンティブは相変わらず低い。以上の結果から、本モデルでは強い認証・表示制度に至る経緯を説明し、現在においても有機農業の振興が思うように進んでいない状況を、ある程度は予測できているといえよう。

行政当局が強い認証・表示制度を導入した経緯には、CODEX(FAO・WHO合同食品企画委員会)による有機食品の国際基準策定など、海外の動きも大きく影響していると考えられる⁶⁾。今回は問題を単純化するためこのような動きは敢えて考慮しなかったが、モデルに組み込んで考察することができれば、また新たな知見が得られる可能性がある。

このように主体の選好がシフトするような状況や、輸入農産物の増加などを見越して、流通業者

や海外有機農産物生産者をキャラクターに加えるなど、様々なモデルの拡張が可能であり、このようにフレキシブルに状況の変化に対応できるのも、本手法の優れた長所であるといえる。また本手法は、地域計画の過程で、度々生じるであろう複数の主体の利害が対立し錯綜したような状況においても、状況の理解や合意形成を導く手助けとなり得る可能性を有していると思われる。

注釈

- 注1) 意思決定の状況であり、ゲーム理論における「ゲーム」に対応する。関与する関係主体(キャラクター)が直面する「状況」であり、ドラマの「場面」に相当する。
- 注2) 特定のフレームにかかわる登場人物をキャラクターと呼ぶ。ゲーム理論におけるプレーヤーに対応。
- 注3) 参考文献2)のpp.120-122を参照
- 注4) 端的にいうと、好きな相手の場合には、その相手の効用が増加するとき自分の効用も増加すると考え、逆に嫌いな相手の場合には、相手の効用を減少させることが自分の効用を増加させると考える。
- 注5) 当初、地方自治体もキャラクターとして加えたが、その選好が国と重なるため、割愛した。
- 注6) 参考文献1)のpp.18-24を参照
- 注7) オプション・ポジション、及び選好順序を決めるにあたっては、文末に示す参考文献、並びに1986年以降の農業白書を参考にした。
- 注8) 表2で、生産者Pと行政当局Pの列、そしてその中間の「馴れ合い」の列を比較すると、生産者Pで行政当局のオプションである「積極的な有機農業振興策」を○^{a)}×にすれば、「馴れ合い」へ移行することが出来る。また、政府当局Pで「まがい物有機農産物出荷を×^{b)}○にすれば同様に「馴れ合い」へ移行できる。
- 注9) キャラクターA(この場合行政当局)が表明したポジションに対して、キャラクターB(この場合生産者)がさらに改善を持っている場合、AがBに十分魅力的な未来を提案できていないため、AはBを信頼することができない。このような場合、Aは信頼のジレンマに直面しているという。
- 注10) キャラクターA(この場合生産者)が表明するポジションに、キャラクターB(この場合消費者)が従わなかった場合に対して、Aは脅し戦略を表明するが、これがBの効用を低く抑えられないとき、Aは抑止のジレンマに直面しているという。

参考文献

- 1) 日本有機農業学会(2002):有機農業,コモンズ
- 2) 木島恭一(2001):ドラマ理論への招待,オーム社
- 3) 嘉田良平・西尾道徳(1999):農業と環境問題,農林水産省図書
- 4) EUにおける有機農業の現状(1997):農業と経済,6月号,富民協会・毎日新聞社
- 5) 小野一弘(1999):有機農産物等の消費購買行動,農業と経済,9月号臨時増刊号,富民協会・毎日新聞社
- 6) 安田茂・小川華奈(1999):有機食品の表示制度とJAS法改定,農業と経済,9月号臨時増刊号,富民協会・毎日新聞社

Summary

In this paper, we applied the Confrontation Analysis method that is a major analytical technique for the Drama Theory to the relationship among the subjects concerning with the organic farming in Japan and grasped the conflicts (opposition of interest) between each subject. We made clear how these subjects might interact with each other and come to reach the mutually consistent agreements.